**三条商工会議所**

**グループ出展支援事業要綱（2023年版）**

目　的

　展示会出展意欲のある事業者で、展示会・見本市における1小間を借上げることが難しい事業者に対して、会議所が当該展示会への出展支援を行うことで参加事業所の販路拡大に繋げることを目的とする。

内　容

**＜１．支援対象＞**

**下記要件を満たし、２社以上で構成された展示会出展グループ**

グループ構成要件：

・グループを構成する全事業者が三条商工会議所会員であり、申請時に会費が完納されていること。

・展示会場において共同出展社の出展ブースが隣接していること。

・出展小間内に**各出展社の社名板を掲示または装飾上、社名を**

**明記**すること。

・事業形態や事業所が違っても**代表者が同じ事業所のみでグループを構成した場合や子会社関係、連結関係、代表者名が異なっていても公開情報等で実質的に経営の同一性が高いことが確認できた企業のみで構成した場合**は補助率と上限金額を下記「**別枠**」のとおりとさせていただきます。

グループ種別：

Aコース（一般型）

小間料の2/3（上限１小間当り２０万円）

Bコース

（特別枠：グループ内に小規模事業者が1社以上入っている場合）

小間料の2/3（上限1小間当り３０万円）

Cコース

（特別枠：グループ内に小規模事業者が1/2以上入っている場合）

小間料の3/4（上限１小間当り４０万円）

**別枠**：小間料の1/3（上限１小間当り１０万円）

※小規模事業者とは商業・卸売業・小売業・サービス業は従業員５名以下、製造業その他は　従業員２０名以下を示す。

**＜２．支援内容＞**

**・出展小間料の補助**

**上記グループ種別により、出展小間料の一部を補助する。１小間は３m×３mで換算する。ただし計算結果により端数が出る場合は千円未満の位を切り捨てし補助額を算出する。**

　注：１小間の大きさが３m×３mを超える展示会は３m×３mあたりの小間代で計算する。1小間の大きさが３m×３m未満の展示会については、3m×3mに換算せずそのままの出展小間料で計算する。

　**１グループ１展示会に対しての補助上限総額は６０万円とする。**

**「計算例」**

例①：Aコース（一般型）

　　　1小間30万円(税込)の場合

　　　出展小間料：30万×1小間＝30万円

　　　補助率：30万(1小間単価)×2/3=20万円(補助上限20万円以内)

　　　　　　　20万×1小間＝20万円(グループ全体の1小間補助金額)

例②：Bコース（特別枠：グループ内に小規模事業者が1社以上入っている場合）

　　　1小間30万円(税込)の場合

　　　出展小間料：30万×1小間＝30万円

　　　補助率：30万(1小間単価)×2/3=20万円(補助上限30万円以内)

　　　　　　　20万円×1小間＝20万円(グループ全体の1小間補助金額)

例③：Cコース（特別枠：グループ内に小規模事業者が1/2以上入っている場合）

　　　1小間30万円(税込)の場合

　　　出展小間料：30万×1小間＝30万円

　　　補助率：30万(1小間単価)×3/4=22万5千円(補助上限40万円以内)

　　　　　　　22万5千円×1小間＝22万5千円(グループ全体の1小間補助金額)

例④：別枠

　　　1小間30万円(税込)の場合

　　　出展小間料：30万×1小間＝30万円

　　　補助率：30万(1小間単価)×1/3=10万円(補助上限10万円以内)

　　　　　　　10万×1小間＝10万円(グループ全体の1小間補助金額)

※本計算例は１小間ですので２小間の場合は２倍になります。

**＜３．補助金交付以外の支援内容＞**

**・当事業では金銭面の補助だけでなく下記支援を行う。**

①本事業および展示会の利活用方法についての支援

　例：展示会の開催情報(申込時期開始後)の提供、出展後の顧客獲得についての

　　　アドバイス

また、本事業を行うにあたりグループ構成企業に展示会出展目標等のヒアリングを行う。上記支援は当所だけでなく状況により専門家(中小企業診断士等)にも依頼し実施する。

**＜４．申請・補助金交付に必要な書類＞**

　①グループ出展支援補助金交付申請書(代表企業が作成)　**…様式グ支－１**

　②出展小間料計算書**…様式グ支－２**

　③展示会出展申込書(展示会主催者発行のもので出展小間料の記載があるもの)

　※申請の段階で主催者発行の申込書が無い場合は金額の分かるHPをプリントアウトしたのものでも可（当該展示会申込後の提出は必須）

**＜５．交付決定通知後に必要な書類＞**

③展示会出展申込書(展示会主催者発行のもので出展小間料の記載があるもの)

※申請時に提出してあればこの段階では不要

④グループ出展支援補助金振込先口座記入書**…様式グ支－３**

**＜６．補助金受取に必要な書類＞**

　⑤グループ出展支援補助金展示会出展完了報告書(**代表企業が作成し提出。グループ企業全社の**出展の様子が分かる写真の添付も必須。)**…様式グ支－４**

　⑥展示会主催者から発行された小間料金請求書もしくは領収書

**＜７．補助金受領後に必要な書類（展示会出展の３ヶ月後に提出）＞**

⑦グループ出展支援補助金展示会活動状況報告書**…様式グ支－５**

　（**グループ構成企業全社が提出。**出展直後と出展３か月後の成果、出展１年後の

　　目標を提出）

**＜８．補助金の申請・支払について＞**

**第一次公募**

・本事業を利用する場合は**＜４．申請・補助金交付に必要な書類＞の①、②、③**を記載し、**2023年6月30日（金）17時30分まで**に三条商工会議所事務局に提出すること。

・本補助金の申請結果については**2023年7月21日（金）**までに結果を送付する。

・補助金の支払いについては、展示会出展後とする。

 **※交付決定時点で展示会会期が終了し、出展完了している場合は、交付申請および出展完了報告書等の必要書類を提出することで、補助を受ける権利を獲得するものとし、提出出来ない場合は交付決定を取り消す。**

**・補助金については、原則としてグループ代表企業に振り込む。なお、グループ内企業で、合意を得ている場合は、グループ内企業の口座に振り込むことも出来る。**

・補助金の振込時期については、**＜６．補助金受取に必要な書類＞⑤、⑥**を提出した**翌月２０日払い**とする。支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日の振込とする。

　そのため**展示会小間料金の支払いと必要書類の提出は2024年2月末までに完了していることを条件**とする。※当所からの最終振込は2024年3月21日（木）

**＜９．補助金交付決定後の事業の変更・中止について＞**

・本事業の交付決定を受けた事業で出展する出展小間数の変更、出展事業者を変更する場合は、変更決定後速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。

⑧グループ出展支援補助金　内容変更承認申請書**…様式グ支－６**

⑨**出展小間数の変更の場合のみ**：変更後の展示会の出展小間料で計算した、出展小間料計算書**…様式グ支－２**

なお、変更によって補助対象経費が減額になる場合は、補助金を減額して交付する。

また、変更によって補助対象経費が増額になる場合でも補助金額は当初交付決定した金額から増額はしない。

・本事業の交付決定を受けた事業で事業中止する場合は、中止決定後速やかに下記の書類を三条商工会議所へ提出し承認を受けること。

⑩グループ出展支援補助金　事業中止承認申請書**…様式グ支－７**

**＜１０．注意事項＞**

①対象とする展示会は国内のみを対象とし、2023年4月1日から2024年3月31日までに開催される展示会とする。（海外は対象外）

②当該年度の予算に到達しだい終了する。

③申請グループ数によっては補助金を減額して交付することがある。

④本事業を利用した場合は、展示会出展完了の報告並びに出展後、3か月経過後の活動状況報告書の提出を義務付ける。

展示会出展完了報告書は当該展示会終了後１週間以内にグループ代表企業が、活動状況報告書の提出については構成グループ出展全社からの提出を義務付ける。

⑤特定企業（取引先企業等）のイベント（周年事業等）への出展は対象外とする。

⑥１事業年度のうち、同グループもしくは同代表企業が複数の事業申請を行う事は不可とする。

⑦当所が事務を受託している団体が行う事業は本事業の対象外とする。

⑧当所並びに他機関及び他団体の共同小間として出展する場合は対象外とする。

⑨申請書類は紙での提出あるいは以下問合せ先のアドレスへのメール添付での提出により受け付けます。メール添付による提出の場合、メール不達やファイル不達等のいかなる理由においても期限を越えての提出は受け付けませんのでご了承ください。

⑩メール提出の場合、原則として当所の２営業日以内に申請書類を受け取った旨のメールをお送りします。当所からの申請書類を受け取ったメールが届かない場合は、書類が届いていない場合がありますので、お問合せください。

書類受領後、書類確認のうえ書類不備が無ければ正式に申請を受け付けた旨のメールをお送りいたします。

⑪他の補助金との併用は不可とする。

⑫本事業の活用にあたり、不正行為が発覚した場合は、本事業の対象を取り消し、補助金の返金、本事業の利用の停止を行う。

⑬出展社の責によるよらないにかかわらず、展示会の出展が困難あるいは展示会が中止になることで補助対象事業が遂行できない場合については、交付決定されていた補助金について、交付取り消しとする。

⑭本要綱に定めのない事項や事象が生じた場合、補助対象事業者は速やかに三条商工会議所に報告するとともに、必要に応じて協議をしながら、三条商工会議所の判断を仰ぐものとする。

**＜１１．問い合わせ先＞**

三条商工会議所　企業支援課

TEL：0256-32-1311　FAX：0256-32-1310

e-mail:hanro＠sanjo-cci.or.jp